

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当の返還
根拠法及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項、第 26 条の 5
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課
処 分 基 準	関係条項	・ 法第 22 条、第 23 条 ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「政令」という。)第 7 条、第 8 条 ・ 多治見市障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する規則(平成 21 年規則第 51 号。以下「規則」という。)第 9 条
	基 準	(1)法第 22 条第 1 項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次のいずれかの条件への該当により、処分を行うもの。 ①当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、法第 20 条に規定する政令で定める額(政令第 7 条、第 8 条に定めるところによる。)を超えること。 ②当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額(政令第 7 条、第 8 条に定めるところによる。)以上であること。 (2) 規則第 9 条に定めるところにより、次の条件への該当により処分を行うもの。 ・ 受給者について受給資格の喪失を確認した場合で、当該受給資格を喪失した月以後の月分に係る手当で過払のものがある事実の有無、又は偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた事実があること。
	参考事項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		